

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人南波多南部土地改良区から次のとおり清算人が退任した旨届出があった。

平成31年4月9日

佐賀県知事 山口 祥 義

役職名	氏名	住所	退任年月日
清算人	今坂 春義	伊万里市南波多町古川628番地	平成27年7月18日
〃	山口 二巳	〃 〃 大川原3623番地	平成29年12月13日
〃	樋口 武俊	〃 〃 〃 3633番地の3	平成30年11月30日
〃	竹内 繁見	〃 〃 府招3630番地1	〃
〃	前田 勝義	〃 〃 笠椎1835番地	〃
〃	山崎 末人	〃 新天町466番地5	〃
〃	井手 幸男	〃 南波多町小麦原208番地5	〃
〃	齋藤 義輝	〃 〃 府招3256番地	〃
〃	井手 慶治	〃 〃 原屋敷31番地	〃
〃	井手 幸治	〃 〃 井手野2995番地	〃